

長岡工業高等専門学校個人情報の管理に関する規程

平成20年12月1日 制定
平成22年11月5日 一部改正
平成26年9月5日 一部改正
平成30年7月30日 一部改正

(趣旨)

第1条 長岡工業高等専門学校(以下「本校」という。)の保有する個人情報の管理については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則(機構規則第65号。以下「管理規則」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則(機構規則第66号。以下「取扱規則」という。)その他の別段の定があるもののほか、この規程の定めるところによる。

(保有個人情報の管理体制)

第2条 本校に、保有個人情報の総括保護管理者を置き、校長をもって充てる。

2 本校に、次表のとおり保有個人情報の保護管理者及び保護担当者を置く。

保有個人情報を取り扱う課	保護管理者	保護担当者
総務課	総務課長	保護管理者が指名する者 若干名
学生課	学生課長	

(特定個人情報取扱担当者)

第3条 特定個人情報取扱担当者は、保護管理者が指名する者をもって充てる。

2 特定個人情報取扱担当者は、保護管理者から指定された役割並びに範囲内で番号法第2条第5項に規定する個人番号及び特定個人情報に関する業務を行う。

(教職員の責務)

第4条 保有個人情報を取り扱う教職員は、法の趣旨に則り、関連する法令、管理規則及び取扱規則の定め、並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(個人情報相談窓口)

第5条 本校に、取扱規則第2条第2項の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る請求を受け付け、並びに取扱規則第18条第2項の保有個人情報に係る相談及び苦情を受け付ける窓口として、個人情報相談窓口を設置するものとする。

2 個人情報相談窓口は、総務課総務係に置く。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本校の所有する個人情報の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 7 月30日から施行する。